

## 金融分科会議事規則

### (会議の招集)

第1条 会議は分科会長が招集する。

### (議長)

第2条 分科会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### (意見の聴取)

第3条 議長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第4条 分科会長は、分科会に諮った上で、分科会及び部会の会議を公開することができる。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、分科会長が定める。

### (議事録の作成及び公表)

第5条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、分科会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、分科会長が定める。

### (部会)

第6条 部会の議事においては、第1条から第3条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### (部会への会長等の出席)

第7条 審議会会長、分科会長及び部会に属さない分科会の委員は、随時部会に出席し、意見を述べることができる。

### (部会への議決の委任)

第8条 分科会長は、審議事項又は部会の委員構成等に鑑み適当と認めるときは、部会の議決をもって分科会の議決とするものとすることができる。

### (ワーキンググループ等の設置)

第9条 分科会、部会は実務的・専門的な検討の要に応じワーキンググループ等を置くことができる。

### (その他)

第10条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、分科会長が定める。

2 部会において必要がある場合には、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、部会長が定める。